

ID: 149

担当部署: 地域整備課

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	大河原町公共物管理条例 第7条第2項ただし書		
例規番号	昭和49年条例第11号		
<p>【基準】</p> <p>第7条第2項の規定による。</p> <p>(使用料等の徴収方法)</p> <p>第7条 使用料等は、第4条の規定により許可をした期間に係る分を当該許可の際徴収する。ただし、許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料等は、毎年度当該年度分を4月30日まで徴収する。</p> <p>2 前項の使用料等で既に納めたものは、還付しない。ただし、使用者の責めによらない理由により許可を受けた行為をすることができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日